

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～

<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr/> <p>料金表 通則 （専用サービスの区別等） 14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。 (1)～(3) （略）  (4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。 ア 契約者回線等の二重化に係る区別 契約者回線等の二重化に係る区別に関する取扱いについては、VPNサービスのレイヤー2の場合に準ずるものとします。 <u>ただし、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるUniversal Oneターミナル L2アダプターについては、VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う場合を除き、提供しません。</u>  イ～ウ （略）  15～16 （略）  （専用サービスのSLAに係る料金の扱い） 17 専用サービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。 (1) （略）  (2) 当社は、別記1に規定する当社の提供区間（<u>開通遅延SLAについては、別記13に規定する回線制御装置（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal Oneターミナル等）に限り、予備機を除きます。</u>）に係る区間を含みます。）において、次に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。</p>	<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr/> <p>料金表 通則 （専用サービスの区別等） 14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。 (1)～(3) （略）  (4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。 ア 契約者回線等の二重化に係る区別 契約者回線等の二重化に係る区別に関する取扱いについては、VPNサービスのレイヤー2の場合に準ずるものとします。  イ～ウ （略）  15～16 （略）  （専用サービスのSLAに係る料金の扱い） 17 専用サービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。 (1) （略）  (2) 当社は、別記1に規定する当社の提供区間において、次に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。</p>
--	--

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

ア 開通遅延SLA

(ア) 開通遅延SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、開通予定日にその専用サービスの提供を開始できなかったとき	その専用サービスの提供を開始した日における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネクタ機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料 (Universal Oneターミナル等に係るもの)に限り、予備機に係るものを除きます。以下この通則17において同じとします。	(略)

(イ)～(ウ) (略)

イ 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One	その専用サービ	(1) (略)

ア 開通遅延SLA

(ア) 開通遅延SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、開通予定日にその専用サービスの提供を開始できなかったとき	その専用サービスの提供を開始した日における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及びコネクタ機能に係る付加機能利用料	(略)

(イ)～(ウ) (略)

イ 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One	その専用サービ	(1) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

e契約者の責め によらない理由により、その専用サービスの利用不能時間が30分（シングル用SLAの場合は2時間とします。）以上連続したとき	スを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネクト機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(2) (略)
---	---	---------

(イ)～(キ) (略)

ウ 故障通知時間SLA

(ア) 故障通知時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(略)

(イ)～(ウ) (略)

エ ネットワーク稼働率SLA

e契約者の責め によらない理由により、その専用サービスの利用不能時間が30分（シングル用SLAの場合は2時間とします。）以上連続したとき	スを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及びコネクト機能に係る付加機能利用料	(2) (略)
---	---	---------

(イ)～(キ) (略)

ウ 故障通知時間SLA

(ア) 故障通知時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点における定額通信料及びデュアルアクセス機能に係る付加機能利用料	(略)

(イ)～(ウ) (略)

エ ネットワーク稼働率SLA

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(ア) ネットワーク稼働率 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal On e契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.99%（シングル用 S L A の場合は99.8%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネクト機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) (略) (2) (略)

(イ)～(カ) (略)

オ 回線稼働率 S L A

(ア) 回線稼働率 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal On e契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの回線稼働率が99.9%（シングル用 S L A の場合は98.0%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネクト機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) (略) (2) (略)

(ア) ネットワーク稼働率 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal On e契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.99%（シングル用 S L A の場合は99.8%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及びコネクト機能に係る付加機能利用料	(1) (略) (2) (略)

(イ)～(カ) (略)

オ 回線稼働率 S L A

(ア) 回線稼働率 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal On e契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの回線稼働率が99.9%（シングル用 S L A の場合は98.0%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及びコネクト機能に係る付加機能利用料	(1) (略) (2) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

き

(イ)～(オ) (略)

カ 帯域保証SLA

(ア) 帯域保証SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの帯域低下時間が30分以上連続したとき	その専用サービスについて帯域低下が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(略)

(イ)～(オ) (略)

(3)～(6) (略)

(注) (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1～2-2-1-2 (略)

き

(イ)～(オ) (略)

カ 帯域保証SLA

(ア) 帯域保証SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの帯域低下時間が30分以上連続したとき	その専用サービスについて帯域低下が発生した時点における定額通信料及びデュアルアクセス機能に係る付加機能利用料	(略)

(イ)～(オ) (略)

(3)～(6) (略)

(注) (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1～2-2-1-2 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2-2-1-3 インターネット接続機能

(1) GW型

月額

区 分			単 位	料 金 額
インターネット接続を行うことができる機能				
<u>ベストエフォート型</u>	<u>全拠点型</u>	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループにつき1の契約者回線等ごとに	3,000円 (3,300円)
	<u>V P N型</u>	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	50,000円 (55,000円)
		最大1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	200,000円 (220,000円)
<u>帯域確保型</u>	<u>V P N型</u>	最大1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	30,000円 (33,000円)
		最大2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	40,000円 (44,000円)
		最大3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	50,000円 (55,000円)
		最大5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	60,000円 (66,000円)
		最大7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	70,000円 (77,000円)

2-2-1-3 インターネット接続機能

(1) 削除

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	90,000円 (99,000円)
最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	130,000円 (143,000円)
最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	160,000円 (176,000円)
最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	230,000円 (253,000円)
最大70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	300,000円 (330,000円)
最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のV P Nグループごとに	410,000円 (451,000円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。  
ただし、帯域確保型については、インターネットゲートウェイ装置（インターネット接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とインターネット接続点との間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 3 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

4 当社は、ベストエフォート型の全拠点型に係る付加機能利用料を適用するにあたり、各料金月の末日における契約者回線等（この機能によりインターネット接続を行うことができるものであって、メイン契約及びレイヤー2のバックアップ契約に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の合計数を算出し、その数をその料金月における契約者回線等の数として取り扱います。

5 当社は、備考4の合計数の算出にあたり、その料金月に提供を開始した契約者回線等を除き、その料金月の初日以外の日に回線契約の解除があった契約者回線等を含めて計算します。

ただし、提供を開始した日と回線契約の解除があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、その契約者回線等を含めて計算します。

6 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係る区分の変更を1の料金月につき1回まで請求することができます。

7 当社は、この機能に係る区分の変更があったときは、次の各号に定めるところにより、変更後の区分に係る付加機能利用料を適用します。

(1) ベストエフォート型における、全拠点型とVPN型（最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）との間の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月における付加機能利用料として適用します。

(2) (1)に定める区分の変更以外の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月の翌料金月における付加機能利用料として適用します。

8 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

(1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限り、）

(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）

(3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

(2) (略)

2-2-1-4 VPN間接続機能

(2) (略)

2-2-1-4 VPN間接続機能

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

月額

区 分	単 位	料 金 額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、VPN間フィルタリング機能以外のもの	(略)	(略)
備考 1～3 (略)		

2-2-1-5 [VPN間フィルタリング機能](#)

月額

区 分	単 位	料 金 額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、そのVPNグループ間の通信においてパケットフィルタリングを設定するもの	基本額	1のVPNグループごとに 15,000円 (16,500円)
	加算額	1のVPNグループにつき設定する15のパケットフィルタリングの条件を超える1のパケットフィルタリングの条件ごとに 1,000円 (1,100円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、Universal Oneサービスに係るもの又は当社のUniversal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP伝送サービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。
- 3 この機能の申込みにあたっては、設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。

月額

区 分	単 位	料 金 額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能	(略)	(略)
備考 1～3 (略)		

2-2-1-5 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

- (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
- (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してV  
PNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

2-2-1-6～2-2-1-10 （略）

2-2-1-6～2-2-1-10 （略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容						
回線制御装置の 種別等に係る料 金の適用	ア（略）						
	イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表 のとおり回線制御装置の種類を定めます。 Universal Oneターミナル等に係るもの						
	種 類	内 容					
	現 用 機	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Universal One ターミナル</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>Communicatio n ターミナル</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>Universal One ターミナル L2 アダプター</u></td> <td><u>レイヤーの区別がレイヤー 2に係る契約者回線等を収 容するもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	Universal One ターミナル	（略）	Communicatio n ターミナル	（略）	<u>Universal One ターミナル L2 アダプター</u>
Universal One ターミナル	（略）						
Communicatio n ターミナル	（略）						
<u>Universal One ターミナル L2 アダプター</u>	<u>レイヤーの区別がレイヤー 2に係る契約者回線等を収 容するもの</u>						
予 備 機	Universal One ターミナル コー ルドスタンバイ	（略）					

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
回線制御装置の 種別等に係る料 金の適用	ア（略）				
	イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表 のとおり回線制御装置の種類を定めます。 Universal Oneターミナル等に係るもの				
	種 類	内 容			
	現 用 機	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Universal One ターミナル</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>Communicatio n ターミナル</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	Universal One ターミナル	（略）	Communicatio n ターミナル
Universal One ターミナル	（略）				
Communicatio n ターミナル	（略）				
予 備 機	Universal One ターミナル コー ルドスタンバイ	（略）			

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

Communication ターミナル コールドスタン バイ	(略)
<a href="#">Universal One ターミナル L 2 アダプター コー ルドスタンバイ</a>	<a href="#">Universal Oneターミナル L 2アダプターと同等のも のであって、通常使用するU niversal Oneターミナル L 2アダプターを使用するこ とができない状態となった 場合の予備機として、通常は 使用されないことを前提に 電源を切った状態で設置さ れるもの</a>

備考

1～2 (略)

3 [当社は、回線契約者（ギャランティアアクセスのイ  
ーサタイプ（NTT東日本・西日本I W利用）に係  
る者を除きます。）に限り、Universal Oneターミ  
ナル L 2アダプター及びUniversal Oneターミ  
ナル L 2アダプター コールドスタンバイを提供  
します。](#)

4～6 (略)

ウ～エ (略)

2 料金額

2-1 Universal Oneターミナル等に係るもの

2-1-1 2-1-2及び2-1-3以外のもの

【現用機】

区 分	単 位	料 金 額
Universal Oneタ ーミナル	(略)	(略)

Communication ターミナル コールドスタン バイ	(略)
---	-----

備考

1～2 (略)

3 [削除](#)

4～6 (略)

ウ～エ (略)

2 料金額

2-1 Universal Oneターミナル等に係るもの

2-1-1 2-1-2及び2-1-3以外のもの

【現用機】

区 分	単 位	料 金 額
Universal Oneタ ーミナル	(略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

Communication ターミナル	(略)	(略)	(略)
<a href="#">Universal Oneターミナル L 2アダプター</a>	<a href="#">A型</a>	<a href="#">1台ごとに月額</a>	<a href="#">2,000円 (2,200円)</a>
	<a href="#">B型</a>	<a href="#">1台ごとに月額</a>	<a href="#">5,000円 (5,500円)</a>
	<a href="#">C型</a>	<a href="#">1台ごとに月額</a>	<a href="#">10,000円 (11,000円)</a>

【予備機】

区 分	単 位	料 金 額
Universal Oneターミナル コールドスタンバイ	(略)	(略)
Communicationターミナル コールドスタンバイ	(略)	(略)
<a href="#">Universal Oneターミナル L 2アダプター コールドスタンバイ</a>	<a href="#">A型</a>	<a href="#">1台ごとに月額 2,000円 (2,200円)</a>
	<a href="#">B型</a>	<a href="#">1台ごとに月額 5,000円 (5,500円)</a>
	<a href="#">C型</a>	<a href="#">1台ごとに月額 10,000円 (11,000円)</a>

2-1-2～2-1-3 (略)

2-2 (略)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) (略)

Communication ターミナル	(略)	(略)	(略)
------------------------	-----	-----	-----

【予備機】

Universal Oneターミナル コールドスタンバイ	(略)	(略)	(略)
Communicationターミナル コールドスタンバイ	(略)	(略)	(略)

2-1-2～2-1-3 (略)

2-2 (略)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(2) レイヤーの区別がレイヤー 2 の場合

ア～エ (略)

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。(略)

項番等	通信の区分	品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ	1M～100M <a href="#">L2ADP-A/C/無</a>
	B	ギャランティ	メイン以下 <a href="#">L2ADP-A/C/無</a>
2	M	ギャランティ	200M～1G <a href="#">L2ADP-B/C/無</a>
	B	ギャランティ	メイン以下 (1M～100M) <a href="#">L2ADP-A/C/無</a>
3	M	ギャランティ	200M～1G <a href="#">L2ADP-B/C/無</a>
	B	ギャランティ	メイン以下 (200M～1G) <a href="#">L2ADP-B/C/無</a>
4	(略)	(略)	(略)
5	削除		
6	削除		
7	削除		
8	M	ギャランティ	1M～100M <a href="#">L2ADP-A/C/無</a>
	B	ベストエフォート	— 無
9	M	ギャランティ	200M～1G <a href="#">L2ADP-B/C/無</a>
	B	ベストエフォート	— 無
10	(略)	(略)	(略)
11	削除		
12	削除		
13	削除		

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア)～(ケ) (略)	(略)
(コ) <a href="#">L2ADP-A</a>	<a href="#">Universal Oneターミナル L 2アダプター A型</a>

(2) レイヤーの区別がレイヤー 2 の場合

ア～エ (略)

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分	品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ	1M～100M 無
	B	ギャランティ	メイン以下 無
2	M	ギャランティ	200M～1G 無
	B	ギャランティ	メイン以下 (1M～100M) 無
3	M	ギャランティ	200M～1G 無
	B	ギャランティ	メイン以下 (200M～1G) 無
4	(略)	(略)	(略)
5	削除		
6	削除		
7	削除		
8	M	ギャランティ	1M～100M 無
	B	ベストエフォート	— 無
9	M	ギャランティ	200M～1G 無
	B	ベストエフォート	— 無
10	(略)	(略)	(略)
11	削除		
12	削除		
13	削除		

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア)～(ケ) (略)	(略)
(コ) 削除	

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(サ) <a href="#">L2ADP-B</a>	<a href="#">Universal Oneターミナル L 2アダプター B型</a>
(シ) <a href="#">L2ADP-C</a>	<a href="#">Universal Oneターミナル L 2アダプター C型</a>
(ス) (略)	(略)

(サ) <a href="#">削除</a>	
(シ) <a href="#">削除</a>	
(ス) (略)	(略)

キ (略)

キ (略)

ク オの表に定めるほか、回線制御装置については、次のとおりとします。

(ア) Universal Oneターミナル L 2アダプター C型とそれ以外の回線制御装置とを組み合わせることはできません。

(イ) メイン契約において回線制御装置を利用しない場合は、バックアップ契約においても利用しないものとします。

(ウ) 回線制御装置の利用区分(センター利用又は拠点利用)を拠点利用とする場合は、Universal Oneターミナル L 2アダプター C型を利用することはできません。

(エ) V L A N多重機能を利用する場合、V L A N多重機能の提供を受ける回線契約については、Universal Oneターミナル L 2アダプター C型を利用するものとします。

(オ) 契約者回線等による区分がN T T東日本・西日本 I W利用であるときは、Universal Oneターミナル L 2アダプターを利用することはできません。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料（メイン契約に係るものに限ります。）の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

(略)
-----

イ レイヤーの区別がレイヤー2の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額	
通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置		
ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1Mb/s	L2ADP-A	ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,400円)	
		10Mb/s	L2ADP-A			10Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,400円)	
		100Mb/s	L2ADP-A			100Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,400円)	
		1Gb/s	L2ADP-B			1Gb/s	L2ADP-B	10,000円 (11,000円)	
	ハウジング	1Mb/s	L2ADP-A	ハウジング	1Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,400円)		
			L2ADP-A			10Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,400円)	
			L2ADP-A				100Mb/s	L2ADP-A	4,000円 (4,400円)
			L2ADP-B					1Gb/s	L2ADP-B

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料（メイン契約に係るものに限ります。）の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

(略)
-----

イ 削除

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～
<p>ア～セ （略）</p> <p><a href="#">ソ L2ADP-A : Universal Oneターミナル L 2アダプター A型</a></p> <p><a href="#">タ L2ADP-B : Universal Oneターミナル L 2アダプター B型</a></p>	<p>ア～セ （略）</p> <p><a href="#">附 則 (令和8年2月19日 C N S 1 第000400015309-01号 / 令和8年2月25日 C N S 1 第000400015310-02号)</a></p> <p><a href="#">(実施期日)</a></p> <p><a href="#">1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</a></p> <p><a href="#">(サービスの廃止)</a></p> <p><a href="#">2 当社は、令和8年4月1日付で、次に掲げるUniversal Oneサービス及びI P 伝送サービスの付加機能等を廃止します。</a></p> <p><a href="#">(1) Universal Oneサービス</a></p> <p><a href="#">ア 付加機能 代表契約に係るもの インターネット接続機能 GW型</a></p> <p><a href="#">イ 付加機能 代表契約に係るもの V P N間フィルタリング機能</a></p> <p><a href="#">ウ 付加機能 代表契約に係るもの 回線制御装置 Universal Oneターミナル L 2アダプター (コールドスタンバイを含みます。)</a></p> <p><a href="#">(2) I P 伝送サービス</a></p> <p><a href="#">ア 付加機能 V P Nサービスに係るもの 優先制御機能 クラスの種類が3クラスのもの</a></p> <p><a href="#">イ 付加機能 V P Nサービスに係るもの V P Nグループ間通信機能 パケットフィルタリングの設定が可能なもの</a></p> <p><a href="#">ウ 付加機能 V P Nサービスに係るもの フィルタリング機能 B G P 経路制御型</a></p> <p><a href="#">エ 付加機能 V P Nサービスに係るもの フィルタリング機能 I P アドレス制御型</a></p> <p><a href="#">オ 国際V P Nサービス アクセスタイプ3</a></p> <p><a href="#">(経過措置)</a></p> <p><a href="#">3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているI P 伝送サービス (V P Nサービスに限ります。以下この附則において同じとします。) に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</a></p> <p><a href="#">ただし、次に掲げるサービスメニュー等に関する料金その他の提供条件を除きます。</a></p> <p><a href="#">・この改正規定の実施により廃止される第2項第2号に定める付加機能等</a></p>

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

4 前項の規定にかかわらず、当社は、改正前の規定により適用しているIP伝送サービスの加算料について、令和8年4月1日以降、次に掲げる料金額を適用します。

【加算料】アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り。）に係るもの

(1) 臨時VPN契約以外の契約に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>
<u>64kb/sのもの</u>	<u>32,000円(35,200円)</u>
<u>128kb/sのもの</u>	<u>56,000円(61,600円)</u>

備考

1 当社は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。

2 当社は、令和9年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

(2) 臨時VPN契約に係るもの

1の臨時VPN契約ごとに（日額）

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り。）に係るもの</u>	<u>臨時VPN契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1</u>

5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。